

禁煙法の施行(喫煙場所によって違反金が科せられます)

ギリシャ保健省は、禁煙に関する行動計画を正式に発表しました。
以下のとおり、それぞれの場所等で喫煙(たばこ、水たばこ、加熱式たばこ、電子たばこ、葉巻)した場合は、違反金が科せられます。

報道によれば、違反者を通報するためのホットライン(1142)が保健省に設置され、警察等による取り締まりが既に実施されています。

1 子供がいる場所(チャイルドケアセンター、幼稚園、遊び場、公園等)

- ・喫煙者:200ユーロ
- ・施設責任者:500ユーロ(累犯の場合、金額は2倍になる)

2 自動車及び公共交通機関

(1)車内に12才未満の子供がいる場合

自家用車の運転手及び喫煙者:1500ユーロ

公共交通機関の運転手及び喫煙者:3000ユーロ及び1ヶ月間の運転免許停止

(2)車内に子供がいない場合

公共交通機関(駅、バス停、空港、港湾施設):喫煙者:100ユーロ

公共交通機関の施設責任者:500ユーロ(累犯の場合、金額は2倍になる)

3 病院及び健康保健施設

- ・喫煙者:100ユーロ
- ・施設責任者:500ユーロ(累犯の場合、金額は2倍になる)

4 閉鎖された空間の私的仕事場、共有スペース、待合室

- ・喫煙者:100ユーロ
- ・施設責任者:500ユーロ(累犯の場合、金額は2倍になる)

5 レクリエーションセンター、バー、カフェ、レストラン(床面積100平方メートル未満)

- ・喫煙者:100ユーロ
- ・施設責任者:500ユーロ(1回目の違反)
- ・施設責任者:1000ユーロ(2回目の違反)
- ・施設責任者:2000ユーロ(3回目の違反)
- ・施設責任者:4000ユーロ及び10日間の営業停止(4回目の違反)
- ・施設責任者:8000ユーロ及び永久閉鎖(5回目の違反)

6 レクリエーションセンター, バー, カフェ, レストラン(床面積100平方メートル以上
300平方メートル未満)

- ・喫煙者:100ユーロ
- ・施設責任者:2000ユーロ(1回目の違反)
- ・施設責任者:4000ユーロ(2回目の違反)
- ・施設責任者:6000ユーロ(3回目の違反)
- ・施設責任者:8000ユーロ及び10日間の営業停止(4回目の違反)
- ・施設責任者:10000ユーロ及び永久閉鎖(5回目の違反)

7 レクリエーションセンター, バー, カフェ, レストラン(床面積300平方メートル以上)

- ・喫煙者:100ユーロ
- ・施設責任者:6000ユーロ(1回目の違反)
- ・施設責任者:7000ユーロ(2回目の違反)
- ・施設責任者:8000ユーロ(3回目の違反)
- ・施設責任者:9000ユーロ及び10日間の営業停止(4回目の違反)
- ・施設責任者:10000ユーロ及び永久閉鎖(5回目の違反)

在ギリシャ日本国大使館 領事部

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910,9911

(閉館時は緊急電話対業者につながり対応します)

FAX : 210-670-9981

Homepage : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp (領事部専用)